

「市立学校に係る部活動の方針」に関するQ & A（令和5年12月版）

Q1 私立学校の部活動の方針はないのですか？

本方針は、市立学校を対象としています。が、北海道と北海道教育委員会が連名で策定している「北海道の部活動の在り方に関する方針」は、私立学校も対象となります。

Q2 方針に掲載されている休養日や活動時間を守らなければならないのでしょうか？

本方針は、国のガイドラインおよび北海道の部活動の方針に則って策定しておりますので、各学校においても、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮し、全ての部活動で、本方針に定める基準に基づいた、主体的な取組が求められるものと考えます。

技能や記録の向上に向けては競技・分野等の特性を踏まえたトレーニング・活動を行うことが必要ですが、その内容は競技種目・分野によって様々です。

同時に、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養および睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送るという観点や、スポーツ障害等を避けるという観点などからも、行き過ぎた練習・活動が望ましくないことは全ての部活動に共通することです。

Q3 地域の団体が学校と連携して行う地域クラブ活動や小学校の少年団活動は、この方針では対象とならないのですか？

本方針が定めているのは、学校教育の一環として行う、学校の部活動等に関するものであり、学校の管理下ではない地域のスポーツ・文化芸術団体等による活動は対象とはしていません。

ただし、学校と連携して行う地域クラブ活動については、国のガイドラインにおいて、学校部活動に準じ、活動時間及び休養日を設定するとされています。

また、こうした活動においては、児童生徒本人や保護者、指導者が、学校生活等への影響を考慮し、けがの防止や心身のリフレッシュを図るという観点から、休養日等に関する考え方を共有することが大切であると考えております。

Q4 高校段階の弾力的な運用であっても、活動時間の上限を週16時間程度としているのはなぜですか。

「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成29年12月18日公益財団法人日本体育協会（現・公益財団法人日本スポーツ協会））において、スポーツ障がい等のリスクから、「週当たりの活動時間における上限は16時間未満とすることが望ましい」とされているためです。

また、文化部活動にあっても、バランスのとれた生活を送ることができるよう配慮することが必要です。

Q5 方針で設定された活動時間では、大会等や練習試合、合宿もできなくなるのではないのでしょうか？

大会等や練習試合、合宿の場合、1日の活動時間の上限を、やむを得ず超過することも考えられますが、一方で、生徒のバランスの取れた生活や、顧問の部活動指導に係る負担の軽減にも十分配慮する必要があります。

こうしたことから、活動時間が3時間以上になる場合は、十分な休養を取ることができるよう、その後の休養日や活動時間を設定することとしており、大会等については、大会当日を含む1週間及びその前後の1週間の期間である計3週間において活動時間の平均が通常の週と同程度となるようにするなど活動時間を調整する必要があります。

また、練習試合や合宿中の活動などについては、1日の活動時間を超えない範囲で計画することが大切と考えます。なお、やむを得ず超過した場合には、十分な休養を取ることができるよう、例えば、練習試合当日を含む1週間及びその後の1週間の期間である計2週間において活動時間の平均が通常の週と同程度となるよう、休養日や活動時間を設定するなどの対応が必要となります。

Q 6 高校段階における弾力的な運用の要件は、どのようなものですか？

「市立学校に係る部活動の方針」の3のイのただし書きに定める「市教委が別に定める要件」（休養日の下限および活動時間の上限の範囲内での活動を行うことができるもの）は、次の①～④のいずれかの場合としています。

なお、その場合にあっても、対象部活動の顧問である教員の部活動に関わらない日は週2日以上設けることとしています。

- ① 対象とする部活動に複数の部活動顧問を配置する。
- ② 保護者や地域住民などから、部活動運営に係る具体的な支援を得ることを通して、教員の部活動支援に係る負担軽減を行う。
- ③ 教員の部活動指導に係る負担軽減に関し、コミュニティ・スクールの中で議論し、支援計画（実績）を策定する。
- ④ 上記のほか、各学校における部活動指導に係る教員の負担軽減につながる方策であると、教育長が認めるもの。

Q 7 家庭や地域と連携し、理解を求めるべきことにはどのようなものがあるのでしょうか。

学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実および文化芸術等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、例えば、次のようなことについて理解を求めることが大切と考えます。

- ① 部活動は、生徒の自主的・主体的な参加により行われる教育課程外の活動であり、学校教育の一環として行われるものであるが、その設置・運営は学校の判断により行われるものであること。
- ② 「勝つこと」のみを優先した活動は、スポーツ障害やけが、バーンアウトにつながりかねないため、目先の勝敗にとらわれ長時間の練習を行うことが子どものためにならないこと。
- ③ 学業や、部活動での学びや経験のほかにも、学校外の生活における多様な経験が子どもの成長にとって重要であり、バランスをとることが大切であること。